

随意契約理由

令和8年(2026年)1月27日

| | |
|--------------------|---|
| 契約担当課名 | 財務部財政課 |
| 発注担当課名 | 財務部財政課 |
| 契約名称 | ふるさと納税に関する利用基本契約 |
| 契約内容 | ふるさと納税ポータルサイトの利用に関する業務一式 |
| 契約締結日 | 令和8年(2026年)1月27日 |
| 及び契約期間 | 令和8年(2026年)1月27日から 令和9年(2027年)3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 株式会社JALUX 東京都港区港南一丁目2番70号 |
| 契約金額 | 寄附額の8%(税別) |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税をされた方へ返礼品を送ることで、感謝の意を表するとともに本市の魅力発信・地域産業の活性化を図るものであり、全国に広く寄附を募るための媒体としてふるさと納税ポータルサイトの活用が非常に有用である。</p> <p>ポータルサイトの1つである「JALふるさと納税」は、株式会社JALUXが運営するサイトであり、その他の事業者が受託することができないため、その性質や目的が競争入札に適さないことから随意契約するもの。</p> |